

第 4 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成31年4月17日(水) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋

以上12名

欠席委員 5 村澤 藤次・19 草深 みつよ

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・長谷川次長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 2 田中 康章・4 東海 光政

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第4回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は、5番 村澤 藤次委員、19番 草深 みつよ委員です。出席委員は12名でございます。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
2番 田中 康章委員、4番 東海 光政委員、よろしくお願ひします。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。
報告第1号から第6号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 はい、議長。それでは、報告案件の説明をさせていただきます。恐れ入りますが座って説明させていただきます。
- 議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
これよりご説明させていただきます。各報告案件につきましては、農業委員会への通知や届出が提出された内容について、農業委員会での議決が必要ないことから、事務局でその都度処理をしておりますので、直近で開催される部会において、状況報告をさせていただくものになります。
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
これは、農地の賃貸借を貸人と借人が合意の基、解除した場合に農業委員会へ通知されたものになります。
- 番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は15,583㎡で、すべて田でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 2ページから7ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。
これは、農地の相続等により、所有権の権利を取得した時に、農業委員会へ届出がなされたものになります。
- 番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は67,084.38㎡で、その内訳は田が54,842.17㎡、畑が12,242.21㎡、でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 8ページをお願いいたします。
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

これは、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、許可不要となる市街化区域内の農地を、土地所有者が自らのために農地以外にすることを目的に農業委員会へ届出がなされ、受理されたものになります。

番号1、駐車場用地

番号2、一般個人住宅用地 でございます。

合計件数は2件、合計面積は832㎡で、すべて畑でございます。

9ページから10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

これは、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、許可不要となる市街化区域内の農地を、土地所有者から第三者へ所有権の権利を移動させ、農地以外にすることを目的に農業委員会へ届出がなされ、受理されたものになります。

番号1、番号2、番号3、長屋住宅用地

番号4、番号5 庭用地

番号6、一般個人住宅用地

番号7、長屋住宅用地

番号8、庭用地

番号9、番号10、太陽光発電施設用地

番号11、資材置場用地

番号12、一般個人住宅用地 でございます。

合計件数は12件、合計面積は9,083㎡で、その内訳は田が8,160㎡、畑が923㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

これは、あらかじめ農業委員会に届出をすれば、許可不要となる市街化区域内の農地を、土地所有者は第三者との間に使用貸借を設定し、農地以外にすることを目的に農業委員会へ届出がなされ、受理されたものになります。

番号1、番号2、一般個人住宅用地 でございます。

合計件数は2件、合計面積は465㎡で、すべて畑でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

これは、耕作目的で農地の所有が認められた法人で、年に1回、必要な要件を備えているか、事業の状況等について農業委員会に報告されたものになります。

番号1、株式会社 _____、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で3.8ha。

番号2、_____ 農事組合法人、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、田が1.8ha、畑で27.4ha、採草放牧地9ha、合計38.2ha。

番号3、有限会社 _____、主たる耕作物は花苗、耕作面積は、田で3.7ha。

番号4、株式会社 _____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田で91

h a。

番号5、株式会社 _____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で80 h a。

番号6、株式会社 _____、主たる耕作物は花き、耕作面積は、畑で5.6 h a。

番号7、農事組合法人 _____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田22 h a、畑0.4 h a、合計22.4 h a。

番号8、農事組合法人 _____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田87.1 h a、畑1.2 h a、合計88.3 h a。

番号9、有限会社 _____、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田60 h a、畑0.5 h a、合計60.5 h a。

番号10、株式会社 _____、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、田34.6 h a、畑2.1 h a、合計36.7 h a。

番号11、株式会社 _____、主たる耕作物はブロッコリー、耕作面積は、畑で 3.3 h a。

番号12、農事組合法人 _____、主たる耕作物は小麦、耕作面積は田で10.3 h a。

以上件数は12件で、いずれの案件も、組織形態要件として株式会社、農事組合法人等であるかどうか、事業要件として主たる事業が農業等であるかどうか、構成員要件として農地の権利を提供した個人や、年間150日以上常時従事する者等が、構成員の過半をしめているかどうか、業務執行役員要件として法人の役員半分が、年間150日以上常時従事する構成員等であるかどうかというのを、すべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長 報告事項については先ほど、事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお願いたします。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）についてですが、番号4に関しましては、_____委員に関する案件です。先に番号4の採決をし、その後、番号1から3、5と6の案件について採決したいと思います。

それでは、番号4に関し、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当しますので、_____委員の一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、番号4の説明を事務局お願いします。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

これは、農地を農地として売買したり、生前贈与するなど、所有権移転が伴う場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があるため、申請されたものにな

ります。

それでは、まず番号4について説明させていただきます。

番号4、地区 黒田 受人 _____、面積 247,915.39㎡、
渡人 _____、面積 247,915.39㎡、申請地 河芸町三行大
広 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 717㎡ 外2筆、合計面積
5,439㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

この案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、全部効率利用要件につきましては機械や労働力が確保され、権利を取得する者等が、保有する農地を含め、すべての農地を耕作できるかどうか、農作業常時従事要件は権利を取得する者等が、必要な農作業に常時従事できるかどうか、下限面積要件は権利を取得する者等が、許可後に耕作する面積として、別段の面積が設定されている区域もありますが、一般的に5000㎡以上あるかどうか、地域との調和要件としては農地の集団化、地域の水利調整などに支障がないかどうかなどを見ていただくということになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号4について、地元委員の意見を伺います。番号4、地区 黒田 説明をお願いします。

事務局 地元推進委員より、事前に報告をいただいております。15日の日に現地確認を実施しており、内容的にも熱心に農業をされている認定農家さんが、生前部分贈与を行うということで、特に問題ないとのことでした。以上で報告を終わります。

議 長 番号4について、異議のない報告が事務局よりありました。皆さんいかがですか。

坂野委員 はい、21番 坂野です。単純な疑問ですけれども、譲渡人と譲受人の面積が同じなのですが、これはどういうことでしょうか。

事務局 親子関係で同じ農家世帯ということになりますので、経営面積としては一緒になっております。

議 長 よろしいですか。今、坂野委員からありましたけど、他に何かございませんか。

議 長 皆さんよろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号4については、許可をすることに決定いたし

ます。

議長 _____ 委員入室をお願いします。

< 入室 >

議長 それでは引き続き、番号1から3、5と6の説明を事務局をお願いします。

事務局 それでは、順に番号1から3、5と6の説明をさせていただきます。

番号1、地区 片田、受人 _____、面積 10,058㎡、渡人 _____、面積 3,646.61㎡、申請地 片田志袋町門 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 390㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 大里、受人 _____、面積 6,471㎡、渡人 _____、面積 8,832㎡、申請地 大里小野田町古里 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 254㎡ 外1筆、合計面積 472㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 上野、受人 _____、面積 24,169㎡、渡人 _____、面積 1,011㎡、申請地 河芸町東千里東番場 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 椋本、受人 _____、面積 5,277㎡、渡人 _____、面積 2,467㎡、申請地 芸濃町椋本響野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 264㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 安濃、受人 _____、面積 17,681㎡、渡人 _____、面積 3,945㎡、申請地 安濃町内多廣永 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 965㎡ 外1筆、合計面積 3,945㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望をし、申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は6件、合計面積は11,521㎡で、その内訳は田が10,395㎡、畑が1,126㎡でございます。

これらの案件につきまして、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1から地元委員の意見を伺います。
ここで、初めて部会に出席される委員方もみえますので、少し説明させていただきます。
私が、議案番号と地区名を順番にお呼びします。そしたら、議席番号と氏名を述べていただいてから、発言をお願いします。
それでは、1番 片田。

東海委員 4番 東海です。4月9日、事務局と現地確認を行いました。後日地元推進委員と相談しましたが、特に問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長 2番 大里。

田中委員 2番 大里、田中です。4月14日の日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおり問題はありませんでした。

議 長 3番 上野。

喜多委員 8番 喜多です。地元推進委員と相談の結果、現地も見て、別に問題なしと言うことと、事務局の説明どおりであり、よろしく申し上げます。

議 長 5番 棕本。

牧野委員 10番 牧野です。現地確認いたしました。何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

議 長 6番 安濃。

海野委員 12番 海野です。4月9日に内藤農業委員、事務局と現地確認を行いました。特に問題ないと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。番号1から3、5と6について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号1から3、5と6については許可をすることに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

これは、土地所有者が自らのために農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。

なお、許可要件としましては、申請に係る農地の営農状況及び周辺の市街地の状況から判断する立地基準と、土地の効率的な確保という観点から、転用して農地以外にすることが确实と認められ、かつその目的が、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがあるかどうかを判断する一般基準の両基準を満たす必要があります。

また、立地基準は保全すべき農地として転用を抑制する3つの区分、基本的には転用が認められる2つの区分、計5つに区分分けされ、これを農地区分と呼んでいます。

番号1、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田田中町鎌田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 126㎡。

これにつきましては、既存の進入路が狭いため、隣接する申請地を利用し、進入路を広げようとするものです。農地区分は第3種農地と判断されます。

番号2、地区 片田、申請者 _____、申請地 片田志袋町中反 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 20㎡。

これにつきましては、申請地を進入路用地とするものですが、平成2年12月の国道拡幅買収による残地として残った部分で、この頃より進入路として利用してきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

番号3、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町久知野野辺池ノ下 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,705㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設、資材置場、駐車場用地とするものです。パネル設置面積は、531.36㎡、設置率は、転用面積の41.5%になります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所土師神 _____、台帳地目 畑、現況地目 ため池、面積 611㎡。

これにつきましては、申請地をため池用地とするものですが、すでに昭和47年頃に、申請地周辺で耕作する農業者より要望をうけ、これまで田の用水池として利用してきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

以上、件数は4件、合計面積は2,462㎡で、このうち田が1,725㎡、畑が737㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1と2

片田。

東海委員 4番 東海です。1番と2番は同じ日の4月9日、事務局と現地確認をさせていただきます。後日地元推進委員とも相談をしました結果、特に問題はございませんでした。よろしくお願いいたします。

議長 3番 上野。

喜多委員 8番 喜多です。9日の日に会長、部会長来ていただきまして、現地見ていただきましたが、別に地元推進委員も問題なしということでしたので、事務局の説明のとおりでございます。

議長 4番 辰水。

清水委員 11番 清水です。4月5日、現地調査しましたところ、問題はないというふうに思いましたので、よろしくお願いいたします。

議長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページから17ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

これは、土地所有者から第三者へ所有権の権利を移動させ、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。

なお、許可要件としましては、議案第2号の初めに説明しました内容と同様でございます。

番号1、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸品田 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 175㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を自身が営む建設業の資材置場用地として、受人が所有し、隣接する手狭な既存資材置場と一体利用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 櫛形、受人 _____、渡人 _____、申請地 小舟八幡田 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 290㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、既に平成8年頃より、駐車場として使用してし

まっている旨の始末書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 998㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、510.68㎡、設置率は、転用面積の51.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 366㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、245.18㎡、設置率は、転用面積の67%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 459㎡ 外1筆、合計面積 874㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、538.35㎡、設置率は、転用面積の61.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 656㎡ 外3筆、合計面積 1,034㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、451.95㎡、設置率は、転用面積の43.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 雲出、受人 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 514㎡ 外1筆、合計面積 1,745㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、701.40㎡、設置率は、転用面積の40.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,042㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、538.35㎡、設置率は、転用面積の51.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま

す。

番号9、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 _____、台帳地
目・現況地目とも田、面積 739㎡ 外2筆、合計面積 2,020㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、818.38㎡、設置率
は、転用面積の40.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号10、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締
役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 _____、台
帳地目・現況地目とも田、面積 396㎡ 外2筆、合計面積 1,691
㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、701.40㎡、設置率
は、転用面積の41.5%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号11、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締
役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 _____、台
帳地目・現況地目とも田、面積 852㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、530.32㎡、設置率
は、転用面積の62.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号12、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締
役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田 _____、台
帳地目・現況地目とも田、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、511.77㎡、設置率
は、転用面積の51.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号13、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締
役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 雲出伊倉津町高峯新
田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 142㎡ 外2筆、合計面積
673㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、294.62㎡、設置率
は、転用面積の43.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されま
す。

番号14、地区 雲出、受人 株式会社 _____ 代表取締
役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 雲出伊倉津町高峯新

田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 604 m² 外1筆、合計面積 812 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、432.11 m²、設置率は、転用面積の53.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,414 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、537.84 m²、設置率は、土地の形状が不整形であることから、転用面積の38%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 黒田、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町南黒田岡崎 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 644 m² 外2筆、合計面積 1899 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1062.72 m²、設置率は、転用面積の49%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本大笹 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 565 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号18、地区 長野、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美里町北長野前田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,050 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、339.48 m²、設置率は、申請地が高台に位置することから安全を考慮し、高低差のある畦から離して設置する為、転用面積の32.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町栗加川添 _____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 211 m² 外2筆、合計面積 882 m²。

これにつきましては、受人は近年、亀山市及び鈴鹿市において工事の受注が増加し、既存の資材置場まで距離が遠いために効率が悪く苦慮していたところ、渡人より _____ に面し、利便性のいい申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場用地とするものですが、既に渡人によりこの用途に供されている旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

以上、件数は19件で、合計面積は19,373 m²、このうち田が18,446 m²、畑が927 m²でございます。

これらの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番 神戸。

東海委員 4番 東海です。1番、2番とも4月9日、事務局と共に現地確認を行いました。後日、地元推進委員と相談しましたが、特に問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

議 長 3番から14番まで 地区 雲出。

事務局 本日、村澤委員が遅れて出席されるということでしたが諸事情によりやむを得ず、欠席させていただきたいとの連絡がありました。

議案については報告いただいております。3番から14番まで、4月9日の日に1000㎡以上については会長、部会長、地元推進委員と現地確認を実施し、1000㎡以下については、地元推進委員と事務局と現地確認を実施したとのことです。

また、内容的には特に問題はなく、事業主についても全て関連会社で取得し、事業を行おうとするものであると報告を受けておりますので、よろしくご願ひいたします。

以上で報告終わります。

議 長 15番 上野。

喜多委員 8番 喜多です。4月9日、会長、部会長に来てもらいまして、現場見てもらいました。地元推進委員も別に問題なしということで、事務局の説明どおりでございます。

議 長 16番 黒田も。

喜多委員 8番 喜多です。これも4月9日に会長、部会長に来てもらいまして、現場見てもらいました。地元推進委員も別に問題ないということで、事務局の説明のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議 長 17番 地区 棕本。

牧野委員 10番 牧野です。4月の11日、現地確認させていただきましたけども、下水道整備も完了した地区であり、農業用水関係に影響がないところでございます。以上のことから問題ないと思っておりますので、よろしくご願ひいたします。

議 長 18番 長野。

清水委員 11番 清水です。4月9日、会長、部会長と一緒に現地調査をいたしました。

たところ、問題がないということでございました。以上です。

議 長 19番 地区 明合。

海野委員 12番 海野です。4月9日に農業委員の内藤さんと事務局と現地確認を行いました。この場所はすでに資材置場と駐車場に使われておりますが、もっと昔は譲渡人の先代の時代に鶏小屋として農地転用されておまして、現在に至っております。始末書も提出され、特に問題ないかと思っておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 議案3号について、私も現地確認して思ったことは、「非常に太陽光事業者の数が多」、「最近は売買による事業計画が多い」、「太陽光事業者の資金力が高い」ということに気がついた反面、不安に思いました。
これで約2ヘクタールの農地が減るわけですが、すべて耕作不便な所で荒れていたのが解消される所ばかりならありがたいと思いますが、景観のことを考えたりしますと、後々問題が出てくるのではないかと感じました。以上です。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

川邊委員 23番、川邊です。ちょっと教えてほしいのですが、この字高峯新田とは、以前も議題に出ていましたが、地形的にはどんな感じですか。

事 務 局 この場所は区画整理がされておらず、小集団の農地でありまして、現在ではほとんどが耕作放棄地となっております。これまでも、地権者方が区画整理や耕作放棄地改善に向けて取り組んできましたが、ほ場の悪さや高齢化、後継者不足により苦慮してきた経過があります。

議 長 皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

これは、土地所有者が第三者との間に賃貸借権を設定し、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。なお、許可要件としましては、議案第2号の初めに説明しました内容と同様になります。

番号1、地区 黒田、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、

貸人 _____、申請地 河芸町三行栃本 _____、台帳地目 田、
現況地目 畑、面積 509㎡。

これにつきまして、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、319.68㎡、設置率は、転用面積の62.8%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町林中畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 545㎡。

これにつきまして、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、199.2㎡、設置率は、土地の形状が不整形であることから、転用面積の36.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町萩野西川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 350㎡ 外1筆、合計面積 485㎡。

これにつきまして、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、262.4㎡、設置率は、転用面積の54.1%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は1,539㎡で、このうち田が509㎡、畑が1,030㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
1番 地区 黒田。

喜多委員 8番 喜多です。地元推進委員と現地確認したところ、別に問題なしということで、事務局の説明どおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長 2番 地区 明。

牧野委員 10番 牧野です。4月11日に現地確認をさせていただきましたところ、現場は、耕作放棄地のような状況でございました。事務局の報告どおり何ら問題ないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長 3番 地区 安西。

片岡委員 9番 片岡です。安西地区の件ですが4月11日に、各委員と現地を確認しましたが、事務局の説明どおりで問題ないと思っておりますので、ご報告いたします。

議 長 先ほどの所有権移転に比べて、賃貸借権は非常に案件が少ないのは、まだ地権者が手放したくないと思ひ、まだ農地に愛着があるのかなと感じるところです。

それでは、事務局の説明が終わりました。地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

これは、土地所有者が第三者との間に使用貸借を設定し、農地以外にすることを目的に許可を得ようとするものです。なお、許可要件としましては、議案第2号の初めに説明しました内容と同様になります。

番号1、地区 高宮、借人 _____、貸人 _____、申請地 美里町五百野下之郷_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 340㎡。

これにつきましては、借人は、親である貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で340㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

清水委員 11番 清水です。4月5日に現地調査いたしましたところ、問題はないということになりました。以上です。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号、非農地証明願についてですが、番号2に関しましては、____委員に関係する案件です。先に番号2の採決をし、その後、番号1の案件について採決したいと思います。

それでは、番号2に関し、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当しますので、____委員の一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、番号2の説明を事務局お願いします。

事 務 局 20ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてございます。

これは、登記簿上の地目が農地になっているものの、20年以上前から放棄地となり雑木などが生い茂っていたり、宅地など農地以外のものに利用されていたりする場合、非農地証明事務取扱要領に基づき、その土地自体の事実状態に基づいて客観的に判断し、農地ではない旨の証明をするものです。

それでは、まず番号2のみ、説明させていただきます。

番号2、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町三行鎌戸 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 465㎡。

これにつきましては、平成30年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和42年頃より居宅及び倉庫等が建築されていることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号2について、地元委員の意見を伺います。

番号2、地区 黒田 説明をお願いします。

事 務 局 地元推進委員より、事前に報告をいただいております、15日の日に現地確認を実施しており、20年以上前から、居宅及び倉庫が建築されていることは間違いないので、特に問題ないとのことでした。以上で報告を終わります。

議 長 番号2について、異議のない報告が事務局よりありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、番号2については、許可をすることに決定いたします。

____委員入室して下さい。

< 入 室 >

議 長 それでは、番号1の説明を事務局お願いします。

事 務 局 番号1、地区 黒田、願出者 _____、申請地 河芸町浜田西垣内_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 165㎡。

これにつきましては、平成30年度固定資産 課税台帳記載事項証明書により、申請地に昭和50年頃より農業用倉庫等が建築されていることが確認できることから、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は2件、合計面積は畑で630㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1の地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 黒田。

喜多委員 8番 喜多です。地元推進委員と現場見に行きました。別に問題なしということで、事務局の説明どおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

これは、農地の売買及び貸借する時、農地法の特例である農業経営基盤の強化を促進する目的により制定された、この法律により行われる場合は、農地法の許可を得る必要がなくなるものです。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で60,993㎡、畑の使用貸借で4,118㎡、契約件数は25件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、27,893㎡、契約件数は10件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で26,549㎡、契約件数は6件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で31,628.61㎡、契約件数は7件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6,768㎡、契約件数は4件でございます。

香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借合わせて153,831.61㎡、畑の集積が、使用貸借で4,118㎡、合計契約件数は52件、合計面積は157,949.61㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区6件、河芸地区5件、安濃地区4件、芸濃地区6件で合計21件、合計面積は72,038.61㎡でございます。なお、認定農業者への集積率は、件数で40.4%、面積で45.6%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号7、ほか13件の_____に関する分についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この14件について、皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>それでは議案第7号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。</p> <p>以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。以上で第4回第1農地部会を終了いたします。</p>
午前11時14分	

上記は、第4回第1農地部会の議事を録したものである。

平成31年4月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____